

## 資料 2-2

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議  
(第4回)

2023年9月28日(木) 10:00-12:00

# 学校施設整備に係る現状の取組等

# 令和6年度文部科学省概算要求 (学校施設整備関係) について

# 公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和6年度要求・要望額

2,097億円

+ 事項要求

(前年度予算額)

687億円)



文部科学省

## 背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

### ① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

### ② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

### ③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化  
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化



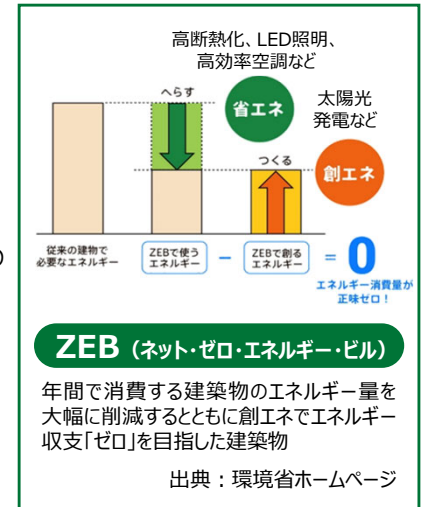
バリアフリートイレの整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



## 具体的な支援策

### 制度改正

**学びの多様な学校 (いわゆる不登校特例校) や夜間中学**として小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る**支援の拡充** (廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合における新しい支援メニューの創設: **補助率 1/2**)

### 単価改定

物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増 **対前年度比 + 19.4%**  
小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造) の場合  
R5: 268,300円/㎡ ⇒ R6: 320,400円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

## 背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が1日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

## 目的・目標

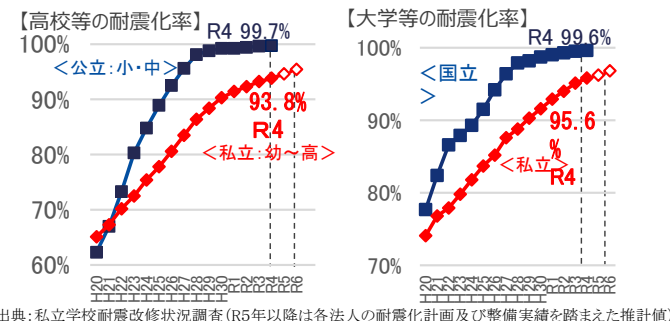
児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

## 1. 耐震化等の促進 153億円 (40億円)

[その他国土強靱化関係予算(加速化・深化分)は事項要求]

- 私立学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援 <補助率: 大学1/2以内、高校等1/3以内等>
  - ・耐震改築(建替え)事業 82億円
  - ・耐震補強事業 53億円
  - ・その他耐震対策事業 17億円  
非構造部材の落下防止対策等の安全対策、利子助成
- 耐震診断費のみでも対象とする補助制度及び耐震改築に係る補助制度は、令和6年度まで延長

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施 令和6年度要求額(貸付見込額): 69億円



## 2. 私立学校施設環境改善整備 78億円 (8億円)

- 熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
  - ・熱中症対策としてエアコン設置、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
  - ・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化(校内LANの整備など)やエコ改修(LED照明)などの整備を支援 <補助率: 大学1/2以内、高校等1/3以内>

## 3. 私立大学等教育研究装置・設備 84億円 (29億円)

- 私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援

- ・私立大学等の教育・研究用の装置(分析透過電子顕微鏡システム等)の整備、ICT施設の改造工事を支援 <補助率: 1/2以内>

【高分解能走査電子顕微鏡装置】  
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能。



- ・私立大学等の教育・研究用の設備(学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む)の整備を支援 <補助率: 教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内>

【DNAシーケンサー】  
サンガー法によりDNAの塩基配列を解明。遺伝病や感染症の診断・治療法の開発および地域生態系の解析・資源利用に大きく寄与。



## 4. 私立高等学校等ICT教育設備 47億円 (14億円)

- 個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援(端末の更新含む【新規】) <補助率: 1/2以内>

その他

# 公立学校施設のトイレの洋式化の状況調査結果について

【公立学校施設のトイレ※1の洋式化の状況】令和5年9月1日現在

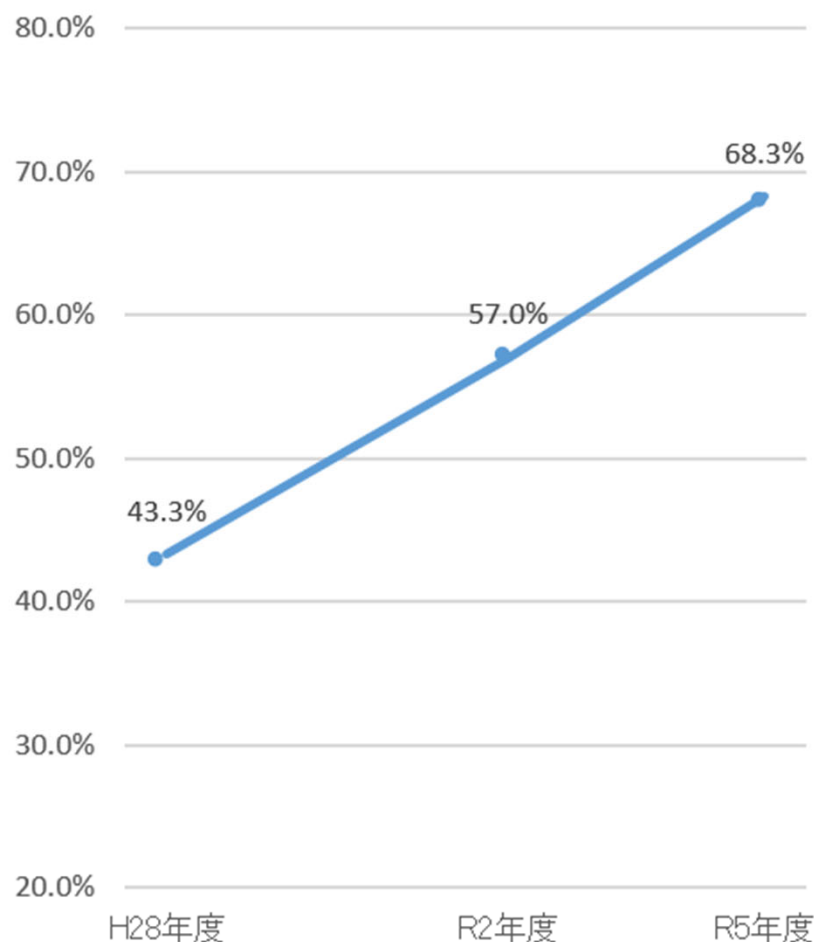
	洋便器数 (基)	和便器数 (基)	合計 (基)	洋便器率	R2年調査 (上昇率)
小中学校 ※2	905,447	420,891	1,326,338	68.3%	57.0% (+11.3%)
幼稚園※3	30,871	6,766	37,637	82.0%	75.8% (+6.2%)
特別支援 学校	43,990	5,750	49,740	88.4%	79.4% (+9.0%)
合計	980,308	433,407	1,413,715	69.3%	58.3% (+11.0%)

※1 バリアフリートイレを含み、男子トイレの小便器は含まない。

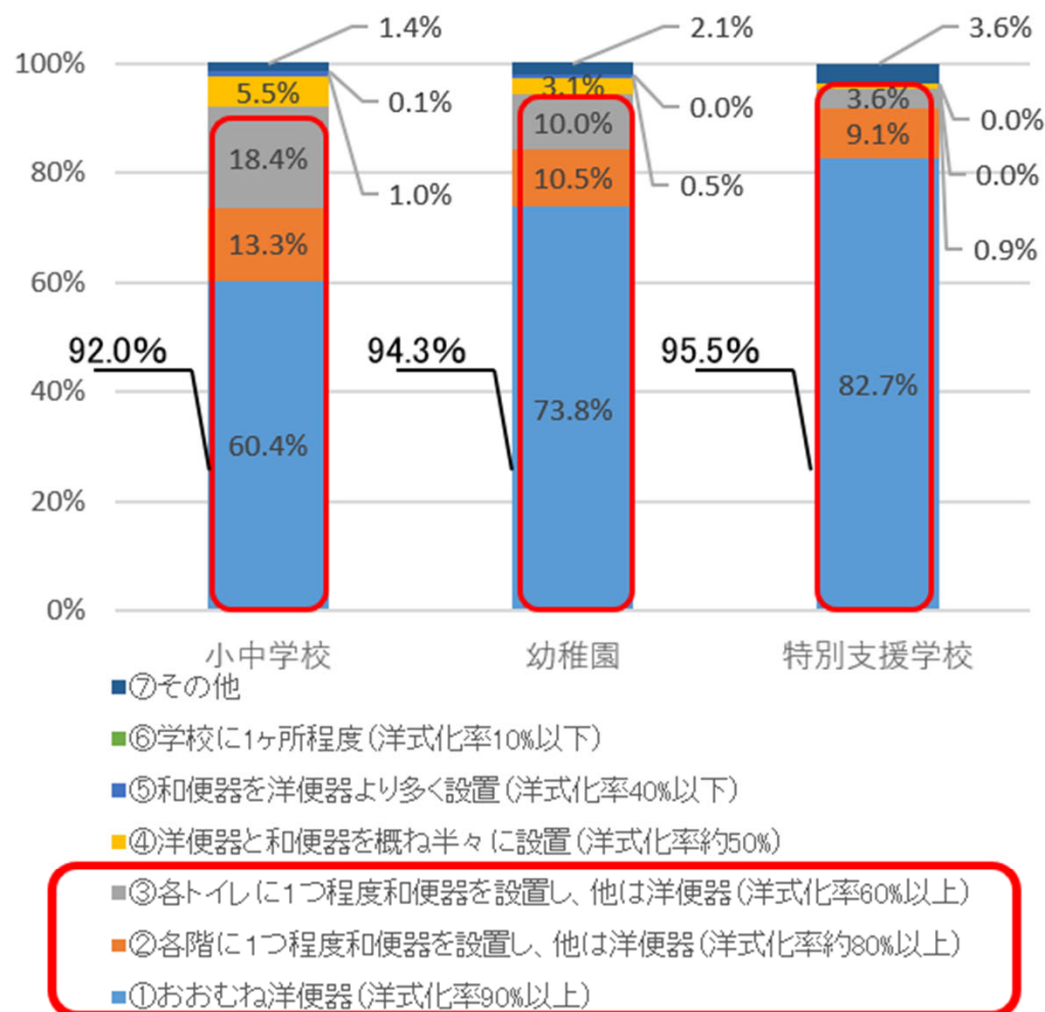
※2 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。

※3 幼保連携型認定こども園を含む。

## 公立小中学校のトイレの洋便器率の推移



## トイレの整備方針



**和便器よりも洋便器を多く設置する方針の学校設置者**

※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。



# 水害リスクを踏まえた学校施設の**水害対策の推進**

- 近年、豪雨等の頻発化・激甚化により、学校でも浸水等の被害が多発し、教育活動の再開にも支障。また、令和3年度の流域治水関連法の制定等で、学校を含めた、流域に関わる全ての関係者による治水対策の取組が必要。
- 一方、令和3年6月の調査結果では、浸水想定区域に立地し地域防災計画で要配慮者利用施設として位置付けられた公立学校は約2割。このうち、施設内や受変電設備への浸水対策済みは約15%であることなどが明らかになった。
- 令和5年5月、学校設置者に対し、関係部局等と連携しながら、ハード・ソフト両面から水害対策を検討していただくよう、学校施設の**水害対策の考え方**や**検討手順**等を示した**手引**を周知。

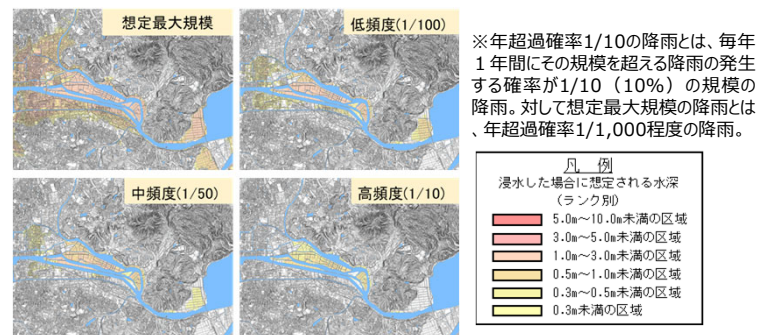
【手引】[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html)



## 「水害リスクを踏まえた学校施設の**水害対策の推進のための手引**」のポイント

- ハザード情報について、従来、想定最大規模など頻度の低い降雨による浸水想定しかなかったが、令和3年度の流域治水関連法の制定等で、より頻度の高い洪水を想定した多段階の浸水想定図の作成【図】が進められ、学校施設の**水害対策の検討**に必要な情報が充実。
- 手引では、主に災害時の児童生徒等の安全確保と教育活動の早期再開を実現すべく、
  - ① 各自治体の河川担当や防災担当といった関係部局等と連携し、学校ごとに浸水の深さや発生頻度などのハザード情報を整理するとともに、
  - ② 浸水が発生した際に想定される被害やその影響など学校ごとの脆弱性を確認し、対策をとるべき学校の優先度を検討した上で、例えば、
    - ・ ハード面：止水板の設置、受変電設備のかさ上げ、職員室等の上階移設、
    - ・ ソフト面：気象情報による臨時休業等の措置、上階避難の設定

【図】多段階の浸水想定図（図右肩の数は年超過確率※）



【参考③】**学校教育活動の早期再開のための対策モデルを活用した検討**

※学校教育活動の早期再開のためのハード対策として、対策目標とする浸水深を床下浸水と床上浸水の影響度に応じて3段階で設定し、年超過確率1/10～1/100の頻度の高い浸水への対策内容等を整理。

対策目標 浸水深	A. GL+0.5m程度未満 (床下浸水)	B. FL+0.5m程度未満 (床上浸水)	C. FL+0.5m程度以上 (床上浸水)
年超過確率 (目安)	1/10等	1/10～1/30	1/10～1/50 (1/100は中長期河道で検討)
ハード 対策	屋外キュービクルの浸水対策 (かさ上げ)	受変電設備の浸水対策 (電気室に止水板・止水扉等を設置、架台設置、屋上・上階へ移設)	講室の上階移設 (職員室、普通教室、特別教室、放送室等)
		止水板等を設置 (重要講室：職員室、給食室、放送室等)	校舎・体育館等のロビー等によるかさ上げ (FL+1m程度以上の場合)
		止水板等設置 (体育館、校舎、校門等)	
		床下換気口への浸水対策(止水板等)	
		逆流防止弁の導入	
		コンセント位置の修正 (FL30cm→60cm)	
		内装材の工夫	
			2F以上のオーバーフロー管

■：学校教育活動の早期再開のために重要なエリアの浸水を防ぐ □：敷地や建物内の浸水を防ぐ □：復旧までの期間を最小限にとどめる  
 ○(実線)：実施が望ましい対策 ○(破線)：学校毎に個別検討を行う対策(オプション)

【参考①】**活用可能な支援制度**

【参考②】**対策例**

活用可能な支援制度	
防災機能強化事業 (学校施設環境改善交付金)	(対象の一例) ・雨水貯留に資する貯水槽の整備 ・受変電設備のかさ上げや上層階への移設等 ・止水板・止水扉の設置  (補助率) ・1/3 (1校あたり400万円以上2億円以下の事業対象)
指定避難所に係る地方財政措置 (緊急防災・減災事業債) ※事業期間は令和7年度まで	(対象の一例) ・受変電設備のかさ上げや上階への移設 ・止水板や防水扉の設置  (措置率) ・元利償還金の70%を地方交付税措置 (充当率100%)





# 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果

全国の公立学校のうち、**91.5% (29,856校)**が避難所に指定  
⇒防災機能の**更なる整備充実が必要**

## 避難所に指定されている学校数

令和4年12月1日現在

学校種別	公立学校数 (校)	避難所指定 学校数 (校)	割合 (%)
小中学校 <sup>※1</sup>	28,027	26,504	94.6
高等学校 <sup>※2</sup>	3,528	2,764	78.3
特別支援学校	1,089	588	54.0
合計	32,644	29,856	91.5 [91.2] <sup>※3</sup>

## 避難所に指定されている学校における 学校施設の利用方針<sup>※4</sup>の策定状況

令和4年12月1日現在

学校種別	避難所指定 学校数 (校)	利用方針 策定済み 学校数 (校)	割合 (%)
小中学校 <sup>※1</sup>	26,504	18,257	68.9
高等学校 <sup>※2</sup>	2,764	1,879	68.0
特別支援学校	588	428	72.8
合計	29,856	20,564	68.9 [51.3] <sup>※3</sup>

※1 : 義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2 : 中等教育学校（後期課程）を含む

※3 : [ ]内は前回調査（平成31年4月1日現在）の数値

・災害対策基本法に基づく指定避難所のほか、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む

※1 : 義務教育学校・中等教育学校（前期課程）を含む

※2 : 中等教育学校（後期課程）を含む

※3 : [ ]内は前回調査（平成31年4月1日現在）の数値

※4 : 地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎及び屋内運動場、校庭等をどのように利用するか定めた方針や計画で、教育活動の再開を見据えて地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を区分した上で、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定してあるもの

# 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果

## 避難所に指定されている学校の防災機能設備等の確保状況

令和4年12月1日現在

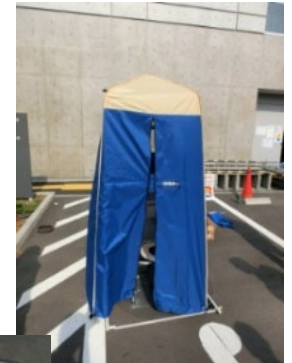
	避難所指定 学校数 (校)	確保学校数 (校)	割合 (%) [ ]は前 (H31. 4. 1) 時点の数値
備蓄倉庫等※ <sup>1</sup>	29, 856	24, 484	82. 0 [78. 1]
非常用発電機等※ <sup>2</sup>		21, 859	73. 2 [60. 9]
飲料水の確保対策※ <sup>3</sup>		24, 109	80. 8 [73. 7]
冷房機器※ <sup>4</sup>		19, 390	64. 9 [ - ]
暖房機器※ <sup>5</sup>		23, 686	79. 3 [ - ]
ガス設備等※ <sup>6、7</sup>		21, 895	73. 3 [57. 1]
通信設備※ <sup>8</sup>		24, 765	82. 9 [80. 8]
断水時のトイレ対策※ <sup>9</sup>		21, 980	73. 6 [58. 3]

### 防災関係施設・設備

※「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」  
「公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集」より



備蓄倉庫



マンホールトイレ



- ※1：備蓄倉庫や他の用途と兼用した備蓄スペースを、敷地や建物内に設置してある学校のほか、学校の近隣に設置してある学校や、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により備蓄体制を確保している学校（飲料水のための協定等の場合は「飲料水」を含む）
- ※2：自家発電設備（可搬式発電機を含む）や災害時に利用可能な太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備、蓄電池（電気自動車（EV）含む）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により自家発電設備等を優先的に利用できることとなっている学校
- ※3：耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を設置している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者等との協定等により飲料水の確保をしている学校やペットボトル等を備蓄している学校
- ※4：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な冷房機器（スポットクーラー等可搬式のものを含む（扇風機は除く））を保有している学校（利用可能な冷房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により冷房機器を優先的に利用できることとなっている学校
- ※5：災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等（体育館、会議室、教室等）に、利用可能な暖房機器（ストーブ等可搬式のものを含む）を保有している学校（利用可能な暖房機器を保有している部屋等が一部屋以上あれば、避難所として保有しているものとしている）のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により暖房機器を優先的に利用できることとなっている学校
- ※6：災害時に利用可能な薪やペレット等を燃料とした設備のほか、自家発電設備、冷暖房機器、調理設備（カセットコンロ等可搬式のものを含む）を含む
- ※7：災害時に利用可能なLPガス設備が設置されている学校や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込む等、災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者等との協定等によりガス設備を優先的に利用できる学校
- ※8：相互通信可能な通信設備のほか、単方向通信のみ可能な通信設備を含む
- ※9：マンホールトイレや、プールの水や雨水を洗浄水として使用できるトイレ（配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツリレーを使用する場合は除く）、携帯トイレや簡易トイレ等を確保している学校のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により簡易トイレや仮設トイレ等を優先的に利用できることとなっている学校